

堺市立地適正化計画 居住誘導区域の変更

令和7年10月31日
堺市 都市計画課

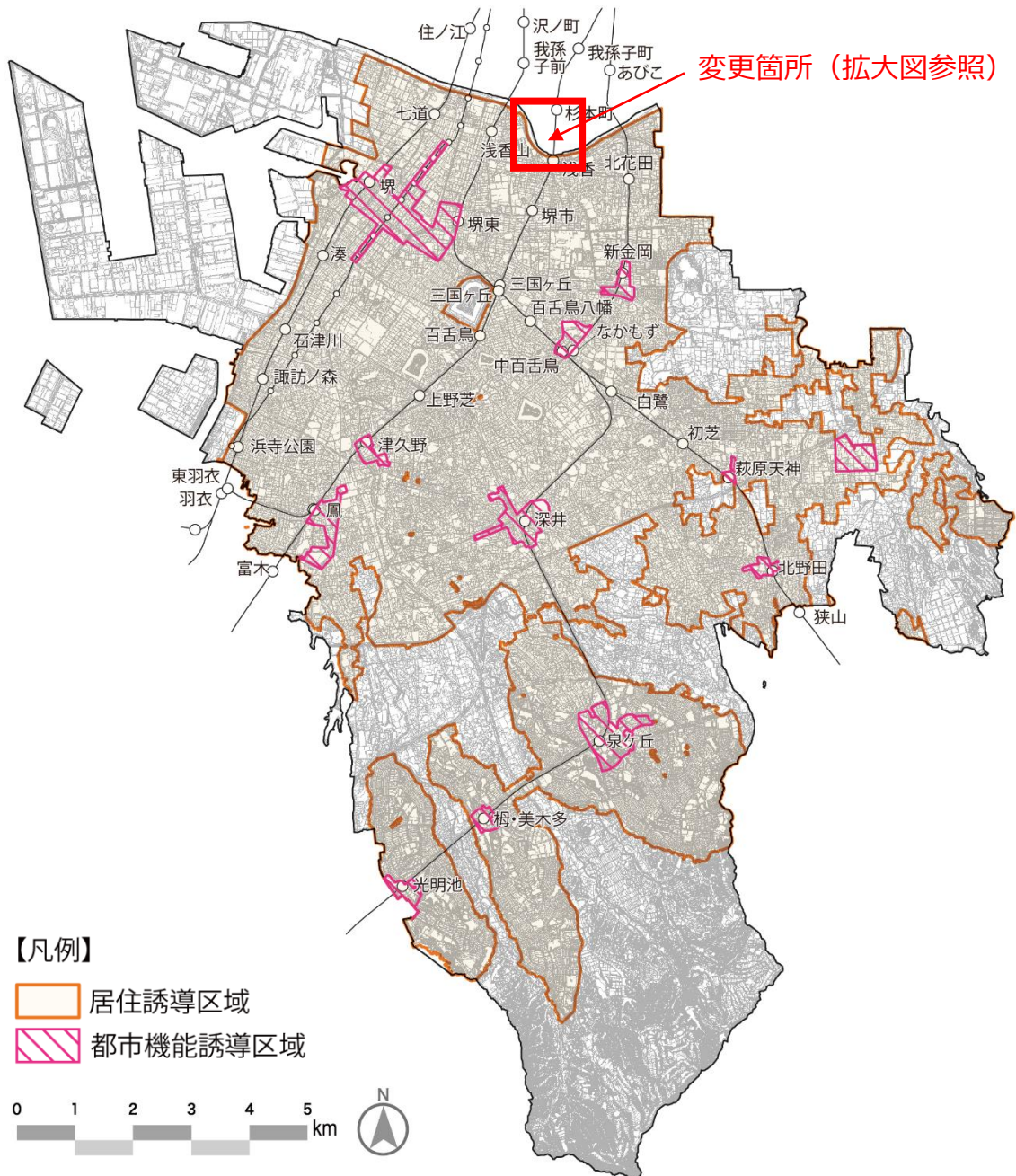
1 変更理由

堺市では、第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しを行い、令和7年10月31日に都市計画変更を行いました。

立地適正化計画に基づく居住誘導区域については、都市再生特別措置法第81条第19項により、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を含まないこととされています。

ついては、令和7年10月31日に行った都市計画変更により、市街化調整区域となった区域を居住誘導区域から除外するものです。

2 変更箇所



■ 変更箇所（拡大図）

